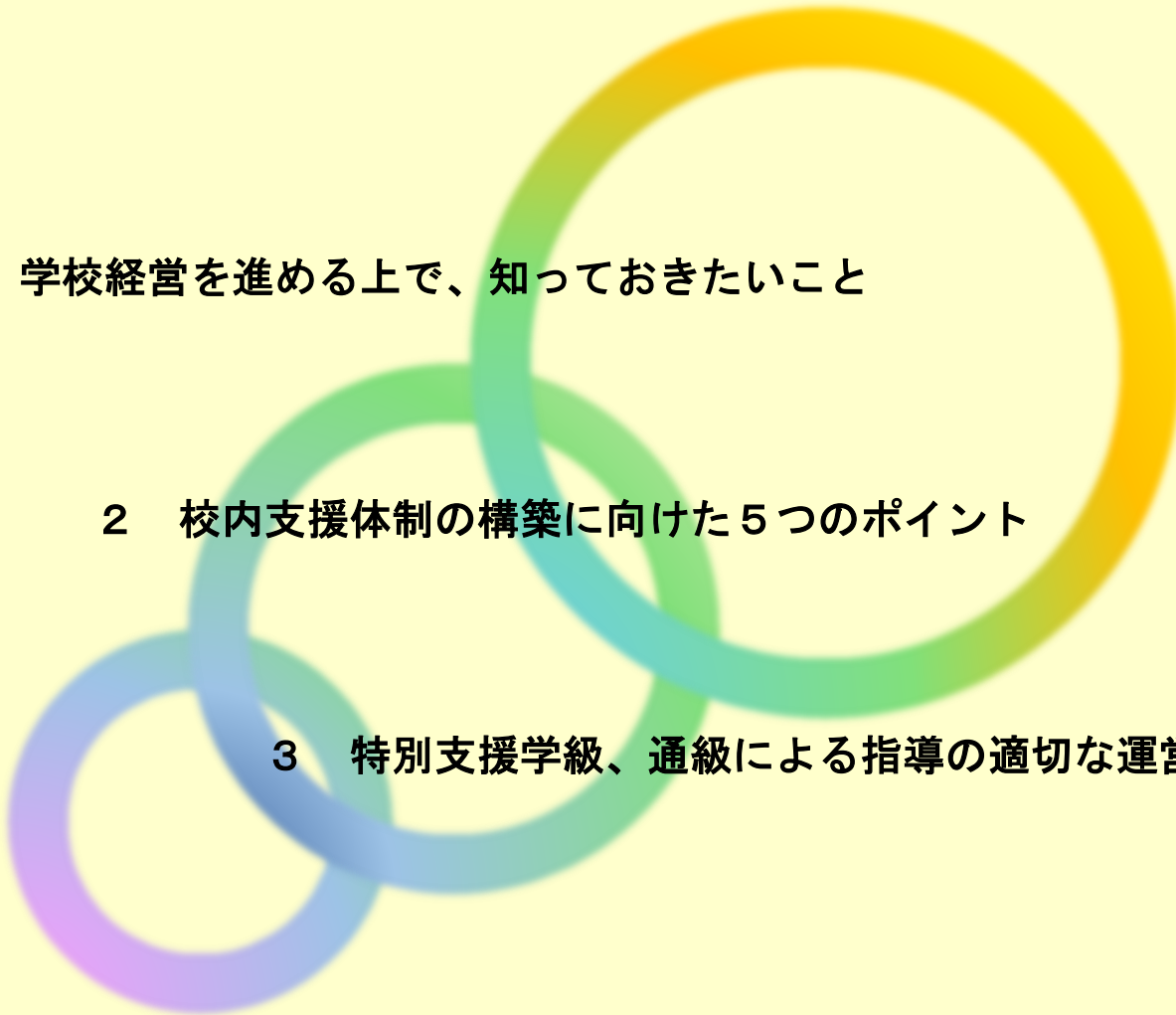


小・中学校の管理職のための 特別支援教育ハンドブック

～本道の特別支援教育を推進するための5つのポイント～



1 学校経営を進める上で、知っておきたいこと

2 校内支援体制の構築に向けた5つのポイント

3 特別支援学級、通級による指導の適切な運営

編著：北海道教育委員会
北海道特別支援教育振興協議会

発刊に当たり

北海道特別支援教育振興協議会長 大石 正 行
(鶴居村長)

学校管理職の皆様には、各地域や各学校においてリーダーシップを発揮し、特別な教育的支援を必要とする子どもたちの教育の充実・発展のため、更には北海道の特別支援教育における課題解決に向け、様々な取組を進めていただいていることに心から敬意を表します。

さて、近年子どもの数が減少し、道内の市町村では学校の統廃合が進み、小学校と中学校がそれぞれ1校のみの自治体も多く存在するという状況です。

一方で、特別な教育的支援を必要とする子どもの数は増加し続けており、学校管理職の皆様の特別支援教育に対する関心は高いと承知しています。

こうした中、特別な教育的支援を必要とする子どもたちが地域で学び、成長し、次世代の地域を支える担い手となるよう、市町村や各学校において取り組んでいくことが期待されております。そのことが地域を活性化させるとともに、障がいのある人となない人が地域の中で共に生活する共生社会の形成につながると考えています。

その実現に向けては、障がいの有無にかかわらず、全ての子どもたちが互いにに関わり合いながら共に学び、達成感をもちながら充実した学校生活を過ごすことができるよう、学校教育の充実を図ることが重要であり、本ハンドブックの内容を学校経営の参考にし、自校の先生方の支援の充実、ひいては支援を必要とする子どもたちの笑顔につなげていただくことを願っております。

私ども北海道特別支援教育振興協議会としましても、引き続き、市町村相互の連携はもとより、国に対して適切な施策の実施を働き掛けるなどして、障がいのある子どもの自立と社会参加を見据えた各学校の取組をしっかりとサポートしてまいります。

また、市町村の保健・福祉部局等と教育委員会が連携して地域の支援体制づくりを促進するなど、幼児期から学校卒業後までの切れ目のない支援の充実に努め、障がいのある人もない人も、共に地域で生活する仲間として人権を尊重し、安心して暮らせる地域社会を目指していきたいと考えています。

結びに「小・中学校の管理職のための特別支援教育ハンドブック」を発刊するにあたり、御尽力いただきました皆様に厚くお礼を申し上げますとともに、特別な教育的支援を必要とする子どもたちへの更なる教育の充実を御祈念申し上げ、御挨拶といたします。

特別支援教育の充実に向けて

北海道教育委員会教育長 倉 本 博 史

学校管理職の皆様には、各地域や学校において、日頃から特別な教育的支援を必要とする子どもを含む全ての子どもたちの教育に、熱意と情熱をもって御尽力いただいておりますことに、深く感謝申し上げます。

さて、本ハンドブックは、山積する様々な教育課題への対応を行う中、これまでの特別支援教育の経験の有無に関係なく、全ての学校管理職が自信をもって自校の特別支援教育を推進することをコンセプトに作成したものです。具体的には、必要な時に必要な箇所を読むことができ、かつ折に触れて読み返し、年間の学校経営の工夫・改善に資することを目的にしています。

その背景の一つに、本年3月に出された「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告」があります。同報告では、全ての教員が、どの学級にも特別な教育的支援を必要としている児童生徒がいる可能性があることを前提に、全ての児童生徒に対し、高い学習効果が得られるよう分かりやすい授業づくりを進め、通常の学級において安全・安心に学ぶことができるよう、多様性を尊重した学級経営や集団における授業の工夫、合理的配慮の提供を行うことの重要性が示されています。

その実現に向け、学校管理職の皆様には、特別支援教育を学校運営の柱の一つとして捉え、リーダーシップを発揮して、通常の学級担任等を支えることができる校内支援体制を構築することなどが求められています。

北海道教育委員会では、令和9年度までを計画期間とした「特別支援教育に関する基本方針」に掲げた施策を確実に推進することができるよう、有識者を構成員とした会議において、管理職を含めた全ての教職員の専門性向上に向けた取組等について検討・実施しているところであり、本ハンドブックもその一環として作成したところです。

学校管理職の皆様には、「令和の日本型学校教育」を担う教師に求められる資質能力の一つに「特別な配慮や支援を必要とする子供への対応」が位置付けられたことを踏まえ、特別支援教育を一部の教職員が担当する「特別」な教育と捉えるのではなく、全ての教職員が携わり推進すべきとの認識の下、校内体制を整備する際の参考として、本ハンドブックを活用し、一人一人の可能性を引き出す教育を一層推進されますことを期待申し上げます。

結びに、本ハンドブックを作成するに当たり、御協力いただきました北海道特別支援教育振興協議会並びにアドバイザーの皆様にお礼申し上げます、御挨拶といたします。

ハンドブックの構成

1 学校経営を進める上で、知っておきたいこと

この章では、校長が特別支援教育の重要性を教職員等に伝える上で必要となる根拠や国の動向などを端的にまとめています。記載している内容をさらに深めたい時には二次元コードから関連する通知等にアクセスすることができます。

2 校内支援体制の構築に向けた5つのポイント

この章では、全ての学校に特別な教育的支援を必要とする児童生徒が在籍している可能性があることを踏まえ、特別支援教育を「特別」な教育ではなく、日常の業務と関連付けて推進するために校長が示す方向性や具体的なアイデアを記載しており、学校経営の参考にすることができます。

3 特別支援学級、通級による指導の適切な運営

この章では、ほとんどの学校に特別支援学級が設置されていることを踏まえ、特別支援学級の教育課程の基本的な内容を記載しています。また、連続性のある多様な学びの場として、設置拡充の検討が求められる通級による指導の概要等について記載しており、自校の状況の確認や取組の充実に向け参考にすることができます。

注) 文中の「障害」の表記について、引用については原文のままとしています。

「子供」の表記について、全て「子ども」に統一しています。

目 次

巻頭言

1 学校経営を進める上で、知っておきたいこと

- (1) 特別な教育的支援を必要とする児童生徒が増えている理由 . . . 1
- (2) 様々な障がいの状態（程度）の児童生徒が小・中学校に在籍している理由 . . . 2
- (3) 学校が良好な関係を築く上で保護者の願いを受け止める必要がある理由 . . . 3
- (4) 二つの計画が努力義務になった理由 . . . 4

2 校内支援体制の構築に向けた5つのポイント

- 「校内支援体制を整える5つのポイントと学校経営における1年間の流れ」 . . . 7
- (1) 学校経営方針に基づき、特別支援教育を推進する . . . 8
- (2) 通常の学級に在籍する児童生徒の多様な実態を幅広く捉え、授業改善や環境の調整に向けた取組につなげる . . . 10
- (3) 教職員の特別支援教育に関する専門性向上を進める . . . 12
- (4) 児童生徒の「学びの場」の提供と柔軟な見直し . . . 14
- (5) 個別の教育支援計画と個別の指導計画の作成・活用を意味付ける . . . 16

3 特別支援学級、通級による指導の適切な運営

- (1) 特別支援学級の適切な運営 . . . 19
- (2) 特別支援学級の教育課程の編成、実施 . . . 21
 - 自校の特別支援学級の教育課程を確認する
 - 自立活動の指導が個別の指導計画に基づいているか確認する
 - 必要な指導体制を整え、交流及び共同学習を実施しているか確認する
- (3) 通級による指導の意義と開設 . . . 24
- (4) 通級による指導を効果的に行うための校内体制の構築 . . . 25
 - 児童生徒を真ん中にして通級による指導の校内体制を確認する

参考資料 . . . 26

アドバイザー・編集・執筆者

あとがき

1 学校経営を進める上で、知っておきたいこと

(1) 特別な教育的支援を必要とする児童生徒が増えている理由

北海道教育委員会（以下、道教委）が実施している調査では、各学校の校内委員会において「特別な教育的支援が必要」と判断した児童生徒の割合は年々増加傾向にあります。通常の学級に在籍していながら、注意集中することや良好な対人関係を築くこと、推論することなど、児童生徒の抱える困難さは様々です。

障がいのある児童生徒や特別な教育的支援を必要とする児童生徒への対応は、日本だけでなく、諸外国でも行われています。

日本における特別支援教育の推進のきっかけの一つになったのは、全ての子どもを含めることを可能とする教育システムを改善することなどを示した平成6年のサランカ宣言です。平成18年には、国連の「障害者の権利に関する条約」の第24条において、障がい者が障がいを理由として教育制度一般から排除されないことが示されました。また、平成23年には障害者基本法が改正され、第16条において可能な限り障がい者である児童及び生徒が障がい者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮することなどが示されました。

こうした大きな動きの中で、「学校教育法等の一部を改正する法律（平成18年法律第80号）」が施行され、それまでの特殊教育の対象の障がいだけでなく、知的な遅れのない発達障がいも含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施される特別支援教育が平成19年にスタートしたほか、後述する学校教育法施行令の一部が平成25年に改正され就学基準が改められました。

特別支援教育の推進について（通知）[平成19年4月1日 文部科学省]



近年、少子化により子どもの数が減少する中、特別支援教育の理解や認識の高まり、制度改正に伴い、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒や特別支援学級に在籍する児童生徒が増加しています。

文部科学省が実施している「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」によると、小・中学校で学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒の割合は、一部質問項目が異なることから、単純比較するには留意が必要であるものの、平成24年の6.5%に対し、令和4年は8.8%と増加しています。

通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果（令和4年）について [令和4年12月13日 文部科学省]



このような流れを踏まえ、自校にも特別な教育的支援を必要としている児童生徒が在籍しているという認識のもと、全ての児童生徒が安全・安心に学べるきめ細かな学校経営が求められています。

(2) 様々な障がいの状態（程度）の児童生徒が小・中学校に在籍している理由

小・中学校には、特別支援学校で学ぶことが望ましい障がいの状態の児童生徒や、医療的ケアを必要とする児童生徒など、様々な状態の児童生徒が在籍していたり、そういった状態の児童生徒が就学を希望していたりする場合があります。

P 1 で述べた制度改正の中、平成24年7月23日中央教育審議会初等中等教育分科会がまとめた「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」において以下の報告がなされました。

※¹ 就学基準に該当する障害のある子どもは特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の※² 教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当である。

※¹は学校教育法施行令第22条の3、※²は障害のある子供の教育支援の手引に示されています。(P 5 参照)



学校教育法施行令第22条の3



障害のある子供の教育支援の手引 [令和3年6月 文部科学省]

本報告を踏まえ、平成25年9月に学校教育法施行令の一部が改正され、就学については、市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について※³ 合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が決定することが適当であると位置付けられました。なお、就学基準に該当しない場合は、特別支援学校に入学できないということを押さえておく必要があります。

※³の重要性についてはP 3で述べています。

近年、文部科学省からの通知等は「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」に基づいており、「障がいのある子どもと障がいのない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきであり、その場合には、それぞれの子どもが、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうかという最も本質的な視点」に立つことが重要という理念が継承されています。

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）[平成24年7月23日 文部科学省]



こうした流れの中、「地域の学校で学ばせたい」「地域の子どもと一緒に成長してほしい」等の保護者の願いなどもあり、小・中学校には特別支援学校で学ぶことが望ましい子ども（「学校教育法施行令第22条の3」に該当する児童生徒）が一定程度在籍している状況にあります。自校にも様々な障がいの状態（程度）の児童生徒が在籍している、あるいは今後、入学を希望する子どもがいる可能性があるという認識の下、日常から校内外の様々な人材や組織と連携した学校経営が求められています。

(3) 学校が良好な関係を築く上で保護者の願いを受け止める必要がある理由

例えば、学習障がいのある児童生徒は、知的発達に遅れはないものの、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難があり、必要とする支援の程度は一人一人異なります。書くことに困難さがある場合の対応として、板書した内容のうちノートに書く箇所を色分けして示すなど、その場で対応可能な支援もあれば、拡大したプリントを活用するなど、事前の準備が必要な支援もあり、学級担任等から相談を受けた際のアドバイスに悩まれた校長も多いと思います。

「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法の整備の一環として、平成25年6月、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）が制定され、平成28年4月から施行されました。

法に則り、本人・保護者から学校生活の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意見が伝えられたとき、公の機関である学校は、負担が重すぎない範囲で対応する義務があります。

一度決定した合理的配慮の内容は、固定的なものではなく、児童生徒の成長等に応じて調整が必要になることがあります。負担が重すぎる場合は、設置者である教育委員会に相談しつつ、なぜ負担が重すぎるのか、本人・保護者に理由を説明し、別のやり方も含め、話し合い、理解を得るように努める必要があります。

障害を理由とする差別の解消の推進 [内閣府]



障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
(平成25年法律第65号)

合理的配慮を検討する前に大切になるのが、全ての児童生徒への分かりやすい授業づくりや温かい学級づくりといった基礎的環境整備です。

その上で、障がいのある児童生徒などが学校生活の中で遭遇する制約や困難を改善・克服し、障がいのない児童生徒と可能な限り共に学び、充実感を得るためには、児童生徒の意欲や得意・不得意などの※4「個人因子」に併せて人的環境や物的環境などの※4「環境因子」を整え、支援目標に沿った支援内容を具体的にすることが必要であり、その際には将来の希望なども含めた本人及び保護者の願いを受け止めることが不可欠です。

※4 ICF（国際生活機能分類）において、生活機能と障がいの状態は、「個人因子」「環境因子」等と相互に影響し合うものと示されています。（P6参照）

校長には、インクルーシブ教育システムの理念の下、全ての子どもが障がいの有無にかかわらず、多様な個性を互いに認め合い、支え合いながら、共に学べる学校経営が求められています。

(4) 二つの計画が努力義務になった理由

現行の学習指導要領には、通常の学級に在籍する障がいのある児童生徒などに、個別の教育支援計画と個別の指導計画を作成し、活用することが努力義務として明記され、前回の学習指導要領と比較すると、特別な教育的支援を必要とする児童生徒を支える基盤が整いつつあります。

平成17年4月に施行された発達障害者支援法では、それまでの障害者福祉制度において、障がいの気付きや対応が遅れがちであった※5 自閉症・アスペルガー症候群、LD（学習障がい）、ADHD（注意欠陥多動性障がい）などを「発達障がい」と総称して、それぞれの障がい特性やライフステージに応じた支援が国・自治体・国民の責務に位置付けられました。

同法律は、平成28年6月に改正され、「社会的障壁の除去」「切れ目のない支援」「支援計画の作成・活用」「情報共有の促進」「司法手続きにおける配慮」が盛り込まれるなど、発達障がいのある人が日常生活や社会生活をより円滑に過ごせるよう、目的や基本理念に基づき、内容の充実が図られました。教育に関しては第8条において、発達障がいのある子どもの特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、個別の教育支援計画と個別の指導に関する計画の作成が規定されており、平成29年に告示された学習指導要領に反映されています。

※5 自閉症・アスペルガー症候群は、「精神疾患の診断・統計マニュアル 第5版」（DSM-5）では自閉スペクトラム症となっています。

発達障害者支援法（平成16年12月10日法律第167号）



こうした流れの中、平成30年5月文部科学省と厚生労働省は連名で、「教育と福祉の一層の連携等の推進について」を通知しました。

通知では、支援の必要な子どもやその保護者が、乳幼児期から学齢期、社会参加に至るまで、**地域で切れ目なく支援が受けられるよう、家庭と教育と福祉のより一層の連携の推進**が求められています。

家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト
[文部科学省・厚生労働省]



障がいのある児童生徒などの中には、ある場所で身に付けた行動を別の場所で発揮することが困難であったり、支援方法が変わると自分の力を発揮することが難しくなったりするなど、置かれた環境に左右される児童生徒がいます。そのような中、近年、放課後等デイサービスの利用が増加しているように、障がいのある児童生徒などは教育機関、福祉機関など複数の機関に関わっていることも多く、それらは管轄が異なっている場合があります。

こうした状況においても、児童生徒に関わる関係者が、将来の姿を含めて、子どもの情報を共有し、互いに協力し合い適切な指導や支援につなげることなどを目的としたのが、個別の教育支援計画と個別の指導計画になります。

校長には、こうした個別の教育支援計画や個別の指導計画が策定された趣旨や背景、二つの計画のメリットを、教職員や保護者等に説明することを通じて作成・活用を促し、**児童生徒への切れ目のない指導・支援につながる学校経営**を行うことが求められます。

※ 1 学校教育法施行令第22条の3

第二章 視覚障害者等の障害の程度

第二十二条の三 法第七十五条の政令で定める視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね〇・三未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のも
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね六〇デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のも
知的障害者	一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のも 二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なも
肢体不自由者	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のも 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のも
病弱者	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のも 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のも

備考 一 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

二 聴力の測定は、日本産業規格によるオージオメータによる。

※ 2 障害のある子供の教育支援の手引

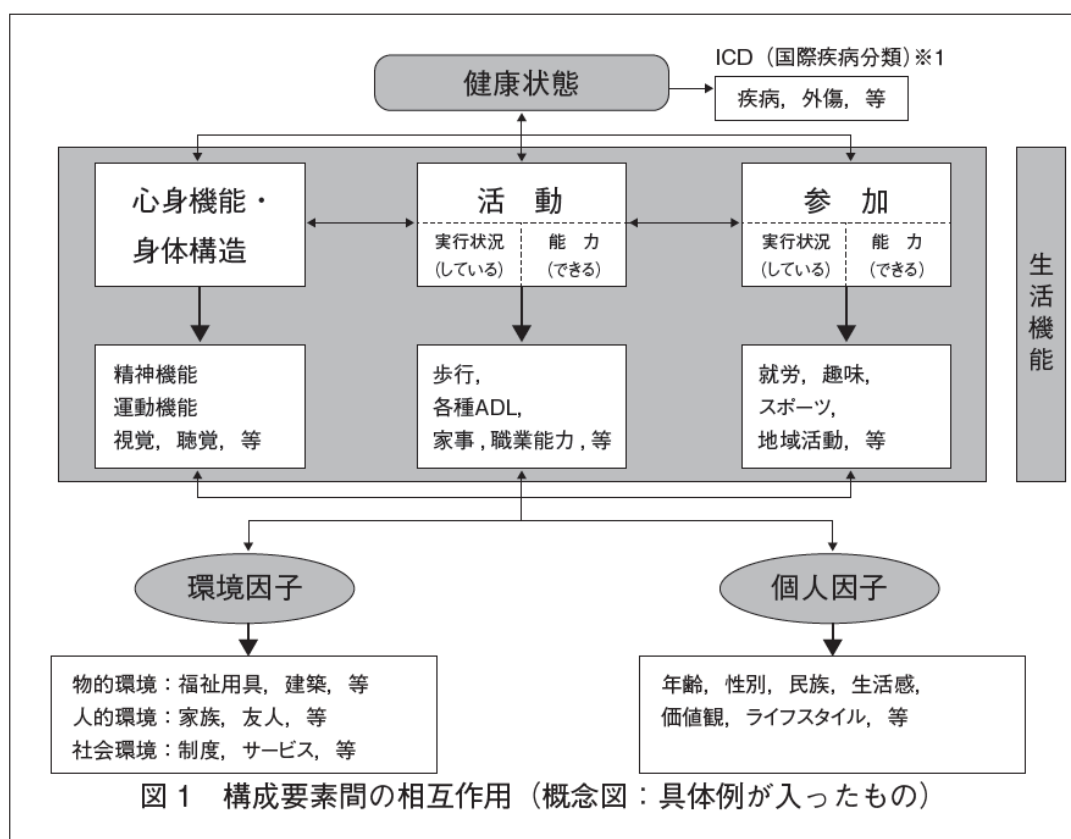
(手引本編3ページから抜粋)

教育的ニーズとは、子供一人一人の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等（以下「障害の状態等」という。）を把握して、具体的にどのような特別な指導内容や教育上の合理的配慮を含む支援の内容が必要とされるかということを検討することで整理されるものである。そして、こうして把握・整理した、子供一人一人の障害の状態等や教育的ニーズ、本人及び保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から、就学先の学校や学びの場を判断することが必要である。

教育的ニーズを整理するために

対象となる子供の教育的ニーズを整理する際、最も大切にしなければならないことは、子供の自立と社会参加を見据え、その時点でその子供に最も必要な教育を提供することである。そうした教育的ニーズを整理するには、三つの観点（①障害の状態等、②特別な指導内容、③教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容）を踏まえることが大切である。

※4 「個人因子」と「環境因子」について



（出典）厚生労働省大臣官房統計情報部編「生活機能分類の活用に向けて」

※1 ICD（国際疾病分類）は、疾病や外傷等について国際的に記録や比較を行うためにWHO（世界保健機関）が作成したものである。ICDが病気や外傷を詳しく分類するものであるのに対し、ICFはそうした病気等の状態にある人の精神機能や運動機能、歩行や家事等の活動、就労や趣味等への参加の状態を環境因子等のかかわりにおいて把握するものである。

（前段省略）WHOは検討を重ね、平成13年5月の総会において、従来のICIDHの改訂版として「国際生活機能分類（ICF:International Classification of Functioning, Disability and Health）」を採択した。

ICFでは、人間の生活機能は「心身機能・身体構造」、「活動」、「参加」の三つの要素で構成されており、それらの生活機能に支障がある状態を「障害」と捉えている。そして、生活機能と障害の状態は、健康状態や環境因子等と相互に影響し合うものと説明され、構成要素間の相互関係については、図1のように示されている。

〔特別支援学校学習指導要領解説自立活動編〕

3. 障害のある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備

(3) 学校における「合理的配慮」の観点

- 障害のある幼児児童生徒については、障害の状態が多様なだけでなく、障害を併せ有する場合や、障害の状態や病状が変化する場合もあることから、時間の経過により必要な支援が異なることに留意する必要がある。また、障害の状態等に応じた「合理的配慮」を決定する上で、ICF（国際生活機能分類）を活用することが考えられる。

〔共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムのための特別支援教育の推進（報告）〕

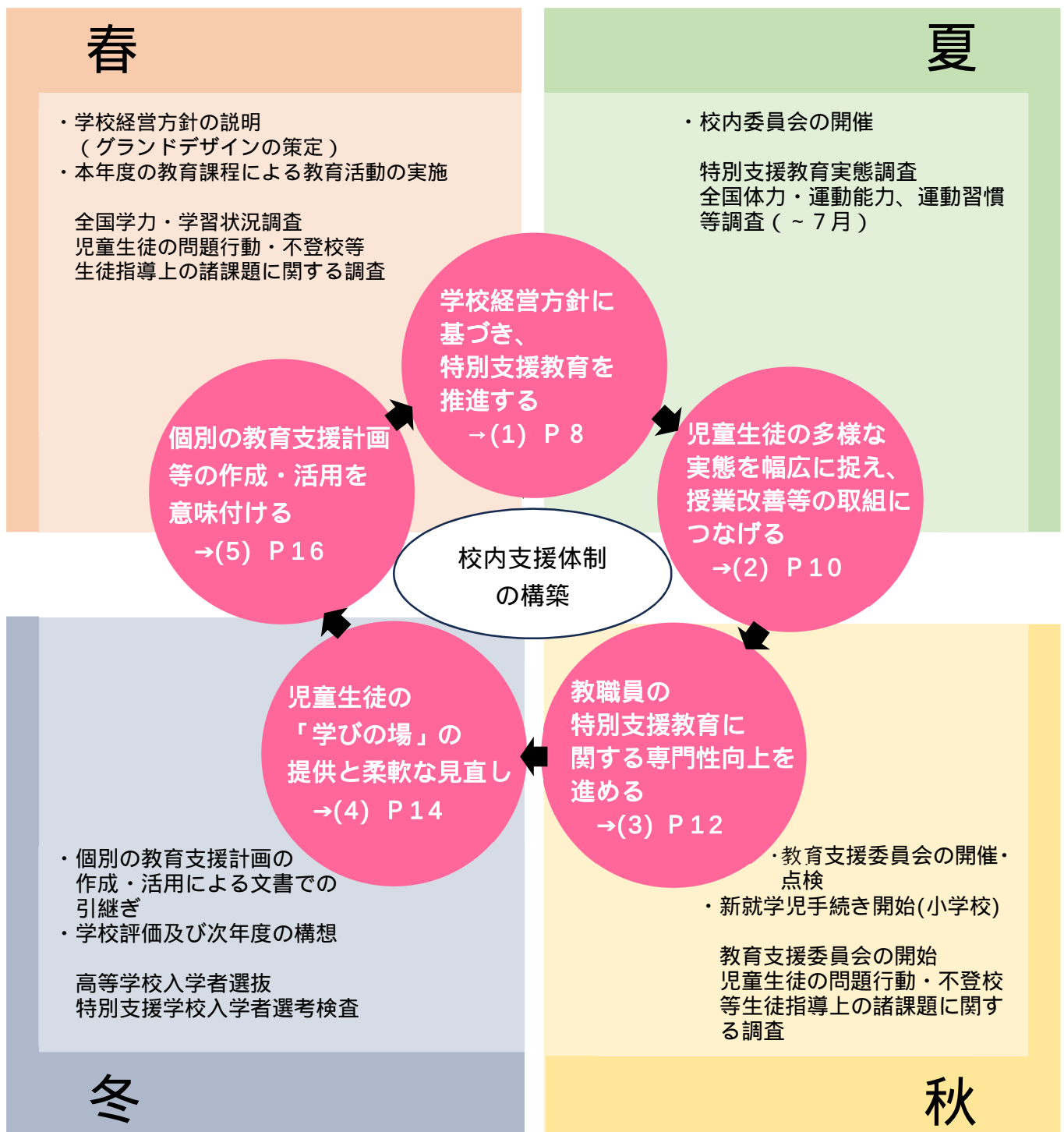
2 校内支援体制の構築に向けた5つのポイント

「校内支援体制を整える5つのポイントと学校経営における1年間の流れ」

校内支援体制について、年間スケジュールと重ね合わせながら、学校経営の側面から検証・改善を図ることができるよう、5つのポイントと学校で行われる1年間の主な業務や調査等の関連を示しています。便宜上、夏に「校内委員会の開催」、冬に「個別の教育支援計画の作成・活用による文書での引継ぎ」等を記載していますが、これらは年間を通じて計画的に実施したり、その必要が生じたときに実施したりするものです。

なお、図中のページ表記は、本ハンドブックの掲載ページを示しており、関心のある項目から読み進めることができます。

「・」は、学校が実施 「 」は、国・道が実施



(1) 学校経営方針に基づき、特別支援教育を推進する

「特別支援教育」を推進するポイント

あらゆる機会を捉えて特別支援教育の理解の推進を図る

- ・学校経営方針をホームページに掲載、グランドデザインの策定
- ・児童生徒向けに、儀式的行事での挨拶、全校朝会での講話等
- ・保護者向けに、学校だよりやPTA総会、研修会等の挨拶等
- ・地域向けに、学校運営協議会での熟議や教育状況の説明等 など

ア 方向性

学校経営方針に位置付けた特別支援教育に関する内容について、学校が有する既存の手段を活用し、効果的に情報発信する。

近年、道内の多くの小・中学校等において、学校経営方針やグランドデザインに「特別支援教育の充実」が位置付けられています。

その一方で、いわゆる「作ったまま」の状態で、その内容が説明されることなく年度末を迎えてしまうこともあります。作成した学校経営方針に基づき、特別支援教育の充実を図るためには、校長が特別支援教育に関する情報を発信することができる機会や媒体を有効に活用し、教職員や児童生徒、保護者、地域に向けて、継続的に発信することが考えられます。

イ 解決の糸口

校長が情報発信することができる既存の機会や方法を活用し、年間を通して情報発信を行う。

(1) 情報発信できる機会の確認

校長が教職員、児童生徒、保護者、地域に向けて情報発信できる方法・手段にどのようなものがあるかを確認します。

例) 学校ホームページや学校だより、職員会議、校内研修会、PTA研修会、全校朝会での講話 など

(2) 年間スケジュールの検討と見直し

年間行事予定を見通しながら情報発信することができるよう、情報発信の時期、対象、内容を確認します。年間スケジュールを確認する際は、例えば「6月の職員会議で先生方の取組を紹介しよう」など、情報発信の時期、対象、内容を明らかにするほか、情報発信した結果を振り返り、経営方針の記載内容や校内支援体制の見直しにつなげます。

ウ 学校経営上のヒント

- 校長自身の研修の必要性
 - ・校長自身が特別支援教育の意義を正確に捉え、リーダーシップを発揮することが大切です。そのためには、校長自らが研修に参加したり、校長会等での情報交換を活発に行ったりすることによって、常に認識を新たにしていけることが考えられます。また、可能であれば、特別支援学校を見学する機会を意図的に設けることも考えられます。
- 学校経営方針に掲げた内容の見直し
 - ・発信した内容について、PTAや学校運営協議会の構成員など、様々な場面で関係者に感想などを聞くことで新たな取組につなげます。
- 年間を見通した取組の推進
 - ・どの時期のどの場面で「特別支援教育」について触れるか、あらかじめ計画をしておくことで、スムーズに準備することができます。
 - ・年間を通じて誰に理解啓発したかを明確にしておくことで、意図を持ってバランスよく情報発信するよう確認することができます。

【学校の年間行事予定を見通した、情報発信する機会の設定の例】

月	行事等	取扱い	対象			
			教職員	保護者	児童生徒	地域住民
4	入学式・始業式	有・ ☒ 無				
	P T A 総会	☒ 有・無		○		
	ホームページ / 学校だより	☒ 有・無		○		○
	職員会議	有・ ☒ 無				
5	全校朝会	有・ ☒ 無				
	授業参観	有・ ☒ 無				
	交流及び共同学習	☒ 有・無	○		○	
6	全校朝会	☒ 有・無	○		○	
	職員会議	☒ 有・無	○			

コ ラ ム

グランドデザインを学校の広告に

ある中学校の校長は、自校のグランドデザインをいつもかばんに入れて持ち歩いており、生徒のインターンシップ受入先の事業所を訪ねたときなどには、グランドデザインを提示し、学校の経営方針や生徒に身に付けさせたい資質・能力を伝えています。

ちょっとした機会でありながら、“すでにあるもの”を活用した効率的、効果的な広報活動の工夫と積み重ねが、地域との連携・協働や目指すべき学校教育の実現につながっています。

(2) 通常の学級に在籍する児童生徒の多様な実態を幅広く捉え、授業改善や環境の調整に向けた取組につなげる

支援を必要とする児童生徒を捉えるポイント

日常的な行動観察や学習評価などと、国が実施している調査等を関連させながら、より客観的な実態把握につなげる

- ・全国学力・学習状況調査
- ・全国体力・運動能力、運動習慣等調査
- ・児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査 など

ア 方向性

学校がこれまでに取り組んでいる調査等を有効に活用する。

通常の学級に在籍する多様な実態の児童生徒について、指導や支援の方法を検討するためには、適切に実態把握を行う必要があります。

その一方で、どのような視点から児童生徒を見取ってよいか分からず、経験の浅い教員が児童生徒の対応に困っている場合も見られます。

学校には、児童生徒を教育的な視点から捉えた様々な調査のデータがあり、それらの結果を確認したり、相互に関連付けたりすることにより、児童生徒の多面的な実態把握につなげることができます。

イ 解決の糸口

各調査等の内容を踏まえ、相互に関連させる。

(1) 全国学力・学習状況調査

当該学年で身に付けておくべき内容がどの程度身に付いているのかを、教科ごと、領域ごとに確認します。

(2) 全国体力・運動能力、運動習慣等調査

一人一人の運動能力を当該学年の児童生徒の平均値と比較します。発達障がいのある児童生徒が比較的苦手とする反復横跳びやハンドボール投げなど、巧みな動きの状態を把握し、動きのぎこちなさがないか確認することができます。

これらの調査の児童生徒質問紙と学校質問紙の回答状況から、児童生徒の心理面や生活リズム、学校の状況などを知ることができます。

(3) 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査

暴力行為やいじめ、不登校等の状況についての設問の中から、社会性やコミュニケーション等を課題とする特別な教育的支援を必要とする児童生徒の有無について確認します。

ウ 学校経営上のヒント

- 授業改善や学級づくりに向かおうとする意識づくり
 - ・全ての児童生徒にとって分かりやすい授業や温かな雰囲気の学級を目指した取組につながられるよう、調査結果や行動観察の状況などを教職員との日常的なやり取りの中で話題に取り上げ、共有する意識の醸成を図ります。
- 特別支援教育コーディネーターの業務の状況の確認
 - ・特別支援教育コーディネーター（以下、コーディネーター）が校内の支援体制づくりに向かうことができるよう、コーディネーターの業務内容について確認するとともに、どのようなことに取り組もうとしているか、現在、業務の中でどのようなことに難しさを感じているかなどについて聞き取るようにします。
 - ・特に、経験の浅いコーディネーターは、校内の教職員や外部の専門家、関係機関、保護者とどのようにつながっていけばよいか分からない場合があるため、コーディネーターから状況を聞き取り、具体的なアドバイスの方向性を検討します。
- 教職員間で話し合う雰囲気の醸成
 - ・特別な教育的支援を必要とする児童生徒の理解や指導・支援の検討に向けた校内委員会等の会議を定期的に行うことが理想ですが、こうした会議を実施することが難しい場合もあります。そのため、短い時間で話し合う、授業の空き時間を上手に活用するなど、児童生徒の指導や支援について教職員が気軽に話し合える雰囲気を醸成します。
 - ・児童生徒がスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の支援を受けている場合には、そうした関係者からの情報を踏まえ、教職員間で話し合うことも有効です。

コ ラ ム

児童生徒の「つまずき」を分析し、授業改善に生かす

ある小学校では、児童の学力について、全国学力・学習状況調査等を基に把握・分析し、学力向上に向けた取組を進めています。

例えば、低位層の引き上げが必要な場合、単に誤答が多いということではなく、その理由が「題意を捉えること」なのか、「不注意によるもの」なのか、「多くの情報の中から必要な手掛かりを得ることが難しいことによるもの」のかなど、仮説を立てるとともに、児童質問紙と関連付けながら、児童の立場に立った実態把握に努めています。無解答の多い児童がいた場合には、「問われていることが分からない」のか、「答える意欲がない」のかなど、同様の分析を行っています。

こうした分析の結果を特別な教育的支援を必要とする児童として幅広に捉え、板書や発問の工夫など、日常の授業改善に結び付けています。

全ての児童にとって分かりやすい授業づくりに学校全体で取り組んだことにより、全体への配慮が行き届くようになり、全ての児童が、障がいの有無にかかわらず、共に学んでいくことができる環境づくりにつながっています。

(3) 教職員の特別支援教育に関する専門性向上を進める

教職員の専門性を高めるためのポイント

従前の取組の中で、無理なく、
教職員が自分事として特別支援教育を考えるようにする

- ・ 定期的な会議に併せた、特別支援教育に関するミニ研修会の実施
- ・ 校内での授業参観等の機会の活用
- ・ 児童生徒が障がいについて学ぶ場の設定

など

ア 方向性

日常の業務に、特別支援教育の内容を位置付ける。

各学校においては、特別支援教育に関する研修会を校内研修に位置付けて取り組んでいる場合が多く見られます。

その一方で、様々な会議等が錯綜し、研修の時間を確保できない学校も少なくありません。

いずれの学校においても具体的かつ実践的な指導や支援の方法等を習得できるよう 日常の業務と関連付け、研修の内容や方法を工夫することが考えられます。

イ 解決の糸口

従前から実施している校内の会議や研修を効果的に活用する。

学校には学習指導や生徒指導、ICTの活用、部活動の地域移行など様々な課題がある中、働き方改革の推進が求められており、特別支援教育に関する研修の実施に当たっても、時間短縮や負担感の軽減が求められています。

そこで、日常的に学校で取り組んでいる会議や研修の中に特別支援教育に関する要素が含まれていないかを検証し、該当する場合には特別支援教育に関わる内容を取り上げます。

また、特別支援学級の授業参観や通常の学級担任と特別支援学級担任の交換授業、チーム・ティーチングの実施など、OJTによる専門性向上や個人の課題等に応じて研修ができるオンデマンド研修の活用について検討します。

(校内の会議等の例)

教育課程検討委員会、校内委員会、学年会、生徒指導会議、授業研究会、
交流及び共同学習の打合せなど

ウ 学校経営上のヒント

○ 教職員との日常的なやり取りの機会の活用

- ・特別支援教育に関する研修会の設定が難しい場合には、校長は校内の事情を踏まえ、例えば1週間に1回、個別に特別な教育的支援を必要とする児童生徒について短時間で教職員に話し掛けるようにするなど、日常的に特別支援教育についての意識付けを行うようにします。

○ 授業参観等の機会の活用

- ・校内授業研究や授業参観（授業交流会）などの機会に、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の指導方法や支援の手立てを個別の指導計画に基づいて検討するほか、通常の学級担任と特別支援学級担任がチーム・ティーチングにより授業を行うなど、様々な機会を捉え、教職員の特別支援教育への意識を高めることにつなげます。

○ 交流及び共同学習の活用

- ・多くの学校では、特別支援学級の児童生徒と通常の学級の児童生徒が共に学ぶ「交流及び共同学習」を実施しています。
- ・「交流及び共同学習」の実施に当たっての事前学習・事後学習や個別の指導計画を活用した担当者間の打合せも教職員の専門性を高める貴重な機会に位置付けます。

上記に示した取組内容に特別支援教育支援員が参加するなど、支援員の専門性向上を図るほか、教育委員会等の行政職員がボランティアとして児童生徒の対応に当たるなど、特別支援教育の理解啓発を図る取組も考えられます。

【御活用ください！】

北海道立特別支援教育センターでは、【特センライブラリ】という、特別支援教育に関する基本的な内容を学ぶことができる研修用動画を公開しています。

動画は1本20分程度で、自分のペースで、必要なところを繰り返し視聴できます。

音声による説明もあるため、個人の研修はもとより、校内研修の資料にも活用可能です。

特センライブラリのお申込みはこちらから →

特センライブラリ



コラム

特別支援教育に携わる教員を計画的に増やす取組

ある小学校の校長は、今後、特別支援教育の対象者の更なる増加が見込まれることから、比較的若い時期に特別支援教育を担当することが有効と考え、これまで通常の学級で授業改善などを熱心に行っていた10年目の教員を特別支援学級の担任に任命しました。4月当初は慣れない環境の中で戸惑う様子も見られましたが、授業改善に取り組んできたこれまでの経験を生かし、児童の実態把握に基づく指導内容の選定や支援の手立てを検討するなど、特別支援学級においても力を発揮するようになりました。特別支援学級の担任を経験したことで、通常の学級の指導においても、これまで以上にきめ細かな指導を行うようになりました。

(4) 児童生徒の「学びの場」の提供と柔軟な見直し

最も適した「学びの場」を提供するポイント

児童生徒の支援の程度等を把握し、通常の学級の中ででき得る方策を検討した上で、通級による指導や特別支援学級の必要性を検討する

- ・校内委員会の点検
- ・分かりやすい授業の工夫、ＩＣＴを含む合理的配慮の提供
- ・専門スタッフ等との連携
- ・保護者との相談体制の確立

など

ア 方向性

どの学級にも特別な教育的支援を必要とする児童生徒がいることを前提に、学級担任等の気づきを積極的に吸い上げる。

国の報告によると、校内委員会の在り方について、学びの場や個別の支援を中心に検討している傾向が指摘されています。そのため、校内委員会において支援策等を検討する際には、児童生徒の教育的ニーズを踏まえ、どのような支援を必要としているのかを把握し対応策を検討することが重要です。

具体的には、まず、通常の学級において、全ての児童生徒に対して分かりやすい授業の工夫を行うことが重要です。その上で、ＩＣＴを含む合理的配慮の提供、特別支援教育支援員の配置などにより十分に学べるのかを検討します。さらには、特別支援学校のセンター的機能の活用や外部の専門家と連携しながら支援する必要があるのかを検討します。

イ 解決の糸口

特別支援教育コーディネーターをはじめ、学級担任、教務主任等から日常的に情報を収集する。

通常の学級の中ででき得る方策を十分に検討した上で、自立活動など特別的教育課程（Ｐ２２参照）が編成できる通級による指導や特別支援学級の必要性を検討していくという段階的な検討のプロセスを重要視します。

〔情報収集の例〕

通常の学級において、学級全体に対して分かりやすい授業の工夫を行うことができるか。

その上でＩＣＴを含む合理的配慮の提供など個別の配慮を行うことができるか。

特別支援教育支援員が配置されている場合には、効果的に活用できているか。

特別支援学校のセンター的機能の活用や外部の専門家と連携しながら支援する必要があるのか。

将来の進学なども含め、保護者や児童生徒の願いを聞き取る段階にあるのか。

ウ 学校経営上のヒント

- 適切に実態把握ができる教職員を増やす取組
 - ・交換授業や授業研究をするなどして、通常の学級と通級による指導や特別支援学級の間で連携した指導の充実を図り、協働しながら専門性の層を着実に厚くしていく仕組みを構築する中で、複数の教職員が児童生徒の実態を適切に把握できるようにします。
- 特別の教育課程の理解を促す取組
 - ・教育課程検討会議において、特別支援学級の教育課程を検討する際、特別支援学級担任やコーディネーターが中心となり説明していることがありますが、教務主任や学年主任等が質問したり、説明したりする場面を設けることにより、全教職員が特別の教育課程についての理解を深め、教育課程の側面から児童生徒の最適な学びの場を検討します。
- 多角的、客観的に検討するための取組
 - ・適切な就学先の決定に向け、早期からの教育相談等を通じ保護者や本人の意見を聞いた上で教育学、医学、心理学等の専門家からの意見を聴取するほか、地域の教育体制の状況等を踏まえた総合的な検討につながるよう、市町村教育委員会並びに教育支援委員会と連携することが必要です。小規模であったり、関係機関や専門家等の人材の確保が困難であったりする市町村においては、特別支援教育センターが実施している巡回教育相談を活用することが考えられます。

就学時に決定した「学びの場」は、固定したものではなく、それぞれの児童生徒の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら柔軟に変更ができることについて、全ての関係者が共通理解を図ることが必要です。

コ ラ ム

知的障がいのある生徒の進路を考える

知的障がい特別支援学級に在籍している生徒の中学校卒業後の進路を考えた場合、高等学校に出願することも特別支援学校に出願することも可能です。

特別支援学級は、障がいのある生徒のための少人数で編制された学級です。高等学校は40人1学級であり、大きな集団の中で年齢相応の集団行動が求められます。また、在籍が知的障がい特別支援学級ということであれば、学んできた内容も他の生徒と異なります。

中学校卒業後の進路を意思表示する時期はそれぞれ異なります。小学生の時期から中学卒業後の進路について、本人・保護者と毎年度共有しておくことが望ましいと考えます。高等学校に進学すると意思表示があった時点で、通常の学級に在籍変更したり、交流及び共同学習の時間を増やしたりしておく、高等学校入学後の適応性等をシミュレーションすることができます。こうした取組を通じて、本人・保護者が適切に進路先を判断する上での材料を提供することが重要になります。

我が国のインクルーシブ教育システムは、

「障がいのある子どもと障がいのない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶこと」

「それぞれの子どもが、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていくこと」

が本質的な視点です。個別の教育的ニーズのある生徒が、自身にとって最適な進路決定を行える進路指導を行うことが重要になります。

(5) 個別の教育支援計画と個別の指導計画の作成・活用を意味付ける

指導や支援の内容の整理・引継ぎのポイント

個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用を通して、
教職員の取組を後押しする

- ・記入できる項目から記入
- ・活用を前提に作成
- ・進学先等への効果的な引継ぎ など

ア 方向性

個別の教育支援計画と個別の指導計画にある、全ての項目を埋める必要がないことを共有する。

通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒についても個別の教育支援計画や個別の指導計画に基づいたきめ細かな指導が行われるようになってきています。

その一方で、「作成が間に合わない」「保護者の理解が得られない」等の理由で作成されていないケースが見受けられます。個別の教育支援計画等は、児童生徒に関わる関係者が、将来の姿を含めて、児童生徒の情報を共有し、互いに協力し合い適切な指導や支援につなげることを目的としたツールです。

これまでの指導や支援、関係機関との連携など、教職員と保護者が児童生徒のために取り組んできた記録を残し、次のステージにつなげることが主な目的であり、全ての項目を記入することに注力し過ぎるなど、個別の教育支援計画等を作成するという手段が目的化しないように留意する必要があります。

イ 解決の糸口

校内委員会や学年会、保護者との個別懇談等で話し合った内容を個別の教育支援計画等に反映する。

個別の教育支援計画や個別の指導計画は学級担任が一人で作成するものではないという認識の下、下記に示した例を参考に様々な会議等を活用して作成や見直しなどを行います。

児童生徒への指導・支援において、重要な内容から記載し、学期ごと、学年ごとなど、定期的に目標に沿った適切な評価を記載すること、変更点を追記することに重点を置きます。

(計画への追記・見直し時期の例)

4月	5月	6～7月	8～9月	10～12月	1～2月	3月
引継ぎ時	個別懇談	校内委員会	前期評価 後期目標の 設定	校内委員会	後期評価 個別懇談	引継ぎ時 体験入学

ウ 学校経営上のヒント

- 引継ぎ先の状況を踏まえた対応
 - ・小学校と中学校では、環境が大きく異なることから、小学校での支援を中学校で全く同じように行うことが難しい場合もあります。引継ぎ先の学校が、自校の状況を踏まえて支援の方法を検討できるよう、内容を精選して伝えることが考えられます。その際には、より効果的な引継ぎとなるよう、市町村の発達支援センターの職員等の同席を依頼することも考えられます。
 - ・年長児が小学校へ、小学校6年生が中学校に行くなど、体験入学の機会を設定している学校があります。こうした場合は、進学先となる学校のコーディネーターとの関係づくりや児童生徒と一緒に見ながら想定される困難さを共有するなど、多くのメリットがあることを教職員に説明し、貴重な機会として位置付けることが考えられます。
- 年間を通した細かな引継ぎの実施
 - ・年度末や年度初めの引継ぎで、児童生徒に関する全ての情報を伝えても、引き継がれる側の学校では情報を整理するのに時間が掛かります。そのため、入学後の1～2か月で必要となる事項を優先し引き継ぐ方が効果的です。また、年に1度の引継ぎよりも、日頃から連絡が取り合える環境を整え、小まめに情報共有する方が、切れ目のない一貫した指導や支援につながります。
- 保護者の同意を得るための工夫
 - ・個別の教育支援計画を作成することに同意しない保護者がいる場合には、その保護者の考えにある背景を探ります。例えばその背景に、個別の教育支援計画の重要性が伝わっていない場合には、作成・活用のメリットを伝える必要があるかも知れませんが、障がいの受容に困難さがあるときは、「子どもの成長を記録しませんか」という説明になるかもしれません。いずれにしても、保護者の心情を理解しながら、作成・活用に向けた工夫を行っていくことが求められます。保護者の心情を理解する上で、幼少期の療育に関わった保健師等から情報を収集することも考えられます。

【個人情報の保護について】

これらの計画に記載された内容は重要な個人情報であることを踏まえ、情報が漏洩したり、紛失したりすることのないよう、適切な保存・管理など、校内での情報の取扱いについて教職員に周知、徹底することが大切です。

コ ラ ム

単元テスト等における合理的配慮を明記する

ある小学校では、読みに困難さのある児童に対し、単元テストの際に教職員が問題文を読み上げたり、漢字にルビを振ったりするなどの支援を行い、その内容・方法を個別の教育支援計画等に明記して、中学校に引き継ぎました。

進学先の中学校においても、小学校からの引継ぎを踏まえ、支援の検討・改善を行い、小学校と同様に、支援の内容を個別の教育支援計画等に明記していたことから、当該生徒の高等学校入学者選抜の受験当日や入学後の特別な配慮について協議する際の根拠となる資料として活用し、必要な支援を高等学校に引き継ぐことができました。

「学校における組織的な対応」

13.1.4 学校における組織的な対応

(1) 校内の支援体制 注) 前段と後段を省略

学校生活における困難な状況の背景には、個人が抱える課題と教職員や周りの児童生徒との人間関係や学習環境に関する課題の両面が影響しています。指導や支援だけでなく、学級全体の全ての児童生徒への指導や支援から学級の中での個別的な指導や支援、そして、必要に応じて個別的な場での個別的な指導や支援を階層構造で考えます。

まず、発達障害のある児童生徒を含む全ての児童生徒を対象に学級全体での指導や支援を行います。分かりやすい授業、認め合い支え合う学級集団が基盤になります。学級全体への指導や支援だけでは不十分な場合は、学級の中で個別的な指導や配慮を工夫します。

(2) 学習面、行動面、対人関係への指導・支援

発達障害に関する指導・支援に当たっては、2軸3類4層の支援を意識しながら、重層的に展開することが重要です。

学習面に困難のある児童生徒への対応は、できていないことやうまく取り組めていないことに注目しがちになります。しかし、苦手なことに対しても意欲を高めていくためには、できていることを認め、得意な面をうまく生かして指導や支援を行うことが大切になります。そのためには、強みを活かした学習方法に変えたり、合理的配慮を用いたりして、実力を発揮し、伸ばし、評価される支援を考えます。失敗経験の積み重ねにより、自分にはできないなどと自己評価が低くなっている場合も多く見られます。個別的な指導や支援を行う際には、特別な扱いをされることが、逆に心の痛手にならないように、プライドや自尊感情に配慮することも重要です。

行動面については、注意や叱責だけでは改善は難しいという前提に立ち、適切な行動を増やしていくという視点を持つことが大切です。起きている行動だけに注目せず、きっかけになることや行動の結果など前後関係を通して要因を分析し、対応を考えます。失敗を指摘して修正させる対応ではなく、どういう行動をとればよいかを具体的に教え、実行できたら褒めるなどの指導を通じて、成功により成就感や達成感が得られる経験と、それを認めてくれる望ましい人間関係が周囲にあることが、何よりも大切です。

対人関係では、相手の状況を考えずに発言したことがトラブルのきっかけになったり、友達からの何気ない一言で心が傷つき不適応につながったりするなど、思い違いや勘違いが影響することもあります。場面や状況を説明しながら、相手の気持ちや感情をどう読み取るか、コミュニケーションをどう取るか、ということについて、イラストやロールプレイを用いるなどして、具体的な指導や支援を行うようにします。

(3) 相談できる人や場の確保

発達障害のある児童生徒の場合は、不安や悩みを身近な人に伝えて理解してもらうことや、課題解決のために援助を求めることが苦手なため、自己解決能力が育ちにくいところがあります。集団でうまく適応できていない児童生徒の中には、こうした課題を共通に抱えている場合も多いと思われます。児童生徒が抱えている悩みや課題を真摯に受け止め、いつでも相談できる人や場所を校内に確保することが求められます。

〔生徒指導提要 第13章 多様な背景を持つ児童生徒への生徒指導〕

3 特別支援学級、通級による指導の適切な運営

(1) 特別支援学級の適切な運営

特別支援学級は、学校教育法第81条の規定に基づき、小学校、中学校等において以下に示す障がいのある児童生徒に対し、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うことを目的に設置される学級です。

【対象となる障がい種】

知的障がい者、肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者、弱視者、難聴者、言語障がい者、自閉症者・情緒障がい者

Check： 下線 の障がいによる学習上又は生活上の困難を克服する上で、学校教育法施行規則には、「特別の教育課程によることができる」ことが示されています。

学校教育法施行規則第138条

小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、（中略）特別の教育課程によることができる。

Check： 下線 の「特別の教育課程」について、学習指導要領では自立活動を取り入れること、児童生徒の実態に応じた教育課程を編成することが義務付けられています。

小学校学習指導要領（第1章第4の2の（1）のイ）特別支援学級における特別の教育課程

イ 特別支援学級において実施する特別の教育課程については、次のとおり編成するものとする。

（ア）障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す 自立活動を取り入れること。

（イ）児童の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を、知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成すること。

Check： 下線 について、児童生徒が自立を目指し、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培うことをねらいとした、自立活動を取り入れることが規定されています。

Check： 下線 に当たっては、学級の実態や児童生徒の障がいの状態等を考慮の上、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第1章の第8節「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」を参考にし、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標に替えたり、学校教育法施行規則第126条の2を参考にし、「各教科を、知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科」に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成することが規定されています。

Check： 特別支援学級は、小（中）学校の学級の一つであり、通常の学級と同様、学習指導要領第1章総則第1の1にある目標を達成するために、第2章以下に示されている各教科、道徳科、外国語活動及び特別活動の内容に関する事項は、特に示す場合（障がいの状態により特に必要がある場合）を除き、いずれの学校においても取り扱うことが前提となっていることを踏まえる必要があります。

Check： 下線 の「下学年」に明確な規定はありませんが、一般的に1～2学年下の内容を指しています。また、学習指導要領には、児童生徒の発達の状況等に応じた教育課程を編成することが示されており、特別支援学級の対象となる児童生徒の状態像（障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）〔平成25年10月4日 文部科学省〕と照らし合わせると、知的障がいのある児童生徒は、「知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科」を参考にすることが考えられ、そうした状態の児童生徒については、他の障がいを併せ有していても知的障がい特別支援学級に在籍することで、効果的な教育課程を編成することにつながります。

小学校学習指導要領（第1章第5の2のイ）

イ 他の小学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、中学校、高等学校、特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との 交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。

Check： 下線 の障がいのある幼児児童生徒との交流及び共同学習は、児童（生徒）が障がいのある幼児児童生徒とその教育に対する正しい理解と認識を深めるための絶好の機会であり、同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ場として学習指導要領に位置付けられています。交流及び共同学習を効果的に実施する上で、教職員、児童生徒、保護者等の関係者が意義やねらいを十分に理解することが大切です。

Check： また、下線 の実施に当たっては、特別支援学級を開設していることの趣旨を踏まえる必要があります。文部科学省は「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について（通知）令和4年4月27日」において、「原則として週の授業時数の半分以上を目安として特別支援学級において児童生徒の一人一人の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた授業を行うこと」としています。

校長は、教育課程の管理責任者として、特別支援学級における特別の教育課程について、なぜ、その規定を参考にすることを選択したのか、交流及び共同学習について、何を目的に実施しているのか、保護者等に対する説明責任を果たしたり、指導の継続性を担保したりする観点から、理由を明らかにしながら教育課程の編成を工夫することが大切です。このことは、教育課程を評価し改善する上でも重要になります。

(2) 特別支援学級の教育課程の編成、実施

○ 自校の特別支援学級の教育課程を確認する

特別支援学級において編成される教育課程は、
①当該学年の目標・内容、②下学年の目標・内容、
③知的障がい特別支援学校の各教科の目標・内容
のいずれかです。

学校経営の責任者である校長のリーダーシップ
の下、通常の学級における教育課程と同様に、特別
支援学級の教育課程編成に組織的かつ計画的に取
り組む必要があります。



校長

本校の特別支援学級の教育課程は、どのようになっていますか？



特別支援学級
担当教員

(各教科の目標設定に至る手続きの例)

- a 小学校学習指導要領の第2章各教科に示されている目標及び内容について、次の手順で児童の習得状況や既習事項を確認する。
 - ・当該学年の各教科の目標及び内容について
 - ・当該学年より前の各学年の各教科の目標及び内容について
- b aの学習が困難又は不可能な場合、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の第2章第2款第1に示されている知的障害者である児童を教育する特別支援学校小学部の各教科の目標及び内容についての取扱いを検討する。
- c 児童の習得状況や既習事項を踏まえ、小学校卒業までに育成を目指す資質・能力を検討し、在学期間に提供すべき教育内容を十分見極める。
- d 各教科の目標及び内容の系統性を踏まえ、教育課程を編成する。

小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編

特別支援学級で学ぶ児童生徒の将来の進路選択にも大きく影響することから、上記を参考に必要に応じて自校の教育課程を改善します。

道教委では毎年度、特別支援教育実態調査を実施しており、各学校においては「特別支援学級・通級指導教室実態調査票」を基にして、**自校の教育課程をふかんの的に見る**ことができます。

知的障がいのある児童生徒の場合は、枠囲みのbに基づく教育課程を編成することがあります。

その際、知的障がいの各教科等を指導する場合、それらの一部又は全部を合わせて指導する形態である

「**各教科等を合わせた指導（例：日常生活の指導、生活単元学習、作業学習など）**」を行うことができますが、評価に当たっては各教科等の目標に準拠した評価が必要になります。

週 の 授 業 時 数 等	各教科			
	特別の教科 道徳			
	特別活動			
	自立活動			
	総合的な学習の時間			
	外国語活動			
	各教科等を合わせた指導			
	合 計	0	0	0

【「特別支援学級・通級指導教室
実態調査票」から抜粋】

○ 自立活動の指導が個別の指導計画に基づいているか確認する

自立活動は特別支援学校と特別支援学級に在籍している児童生徒、通級による指導を受けている児童生徒のために設けられた特別な領域です。

子どもたちが自立を目指し、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培うため、時間割上に位置付けて指導する必要があります。



校長

個別の指導計画は、どのように作成していますか？

作成した個別の指導計画は、どのように活用していますか？



特別支援学級
担当教員

校長は、担当教員が児童生徒一人一人の実態を把握し、個別の指導計画において、指導目標（ねらい）や指導内容を明確にしているか確認する必要があります。

（自立活動の指導の効果を高めるための手順の一例）

- a 個々の児童の実態を的確に把握する。
- b 実態把握に基づいて得られた指導すべき課題や課題相互の関連を整理する。
- c 個々の実態に即した指導目標を設定する。
- d 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章第2の内容から、個々の児童の指導目標を達成させるために必要な項目を選定する。
- e 選定した項目を相互に関連付けて具体的な指導内容を設定する。

小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編

個別の指導計画に基づいて自立活動の指導を行うということは、**保護者はもとより、交流学級の担任や関係者等とも目標や手立てを共有することが大切**になります。

＜「自立活動の指導」に関わり校長が知っておいた方がよいこと＞

- 自立活動の内容は「健康の保持」「心理的な安定」「人間関係の形成」「環境の把握」「身体の動き」「コミュニケーション」の6つの区分の下に27項目が設けられていますが、各教科等のようにその全てを取り扱うものではなく、個々の児童生徒の障がいの状態等の的確な把握に基づき、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な項目を選定して取り扱います。
- 個別の指導計画に基づく自立活動の指導は、個別指導の形態で行われることが多いですが、指導目標（ねらい）を達成する上で効果的である場合には、児童生徒の集団を構成して指導することも考えられます。しかし、自立活動の指導計画は個別に作成されることが基本であり、最初から集団で指導することを前提とするものではない点に十分留意することが重要です。
- 「特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編」では、枠囲みのa～eの手順において、どのような観点で整理していくか、発達障がいを含む多様な障がいに対する児童生徒の例を解説しています。

特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編（幼稚園・小学部・中学部） →



○ 必要な指導体制を整え、交流及び共同学習を実施しているか確認する

交流及び共同学習は、「相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする交流の側面」と、「教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面」があり、この二つの側面を分かちがたいものとして捉え、推進していく必要があります。

そのため、「交流」の側面のみに重点が置かれ、特別支援学級に在籍する児童生徒の個別の指導計画に基づく指導目標の達成が十分ではない等の場合には改善する必要があります。



校長

交流及び共同学習を実施するに当たり、指導体制は整っていますか？

児童生徒にどのような力が身に付いていますか？



特別支援学級
担当教員

第2 特別支援学級に在籍する児童生徒の交流及び共同学習の時数について

（前略）障害のある児童生徒が、**必要な指導体制を整えないまま**、交流及び共同学習として通常の学級で指導を受けることが継続するような状況は、実質的には、通常の学級に在籍して通級による指導を受ける状況と変わらず、**不適切**であること。

特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について（通知）〔令和4年4月27日 文部科学省〕

下線部に関わり、校長は道教委が実施している特別支援教育実態調査等を活用し、自校の交流及び共同学習の状況を点検するとともに、必要に応じて指導体制を整えます。

【不適切な例】

- 特別支援学級に在籍している児童生徒が、週の半分以上の時間を交流及び共同学習として通常の学級で学んでいる場合
- 特別支援学級では自立活動に加えて算数科（数学科）や国語科といった教科のみを学び、それ以外は交流及び共同学習として通常の学級で学ぶといった、機械的かつ画一的な教育課程を編成している場合
- 全体的な知的発達に遅れがあるはずの知的障がい特別支援学級に在籍する児童生徒に対し、多くの教科について交流及び共同学習中心の授業が行われている場合
- 通常の学級の担任のみに指導が委ねられ、必要な体制が整えられていないことにより、通常の学級及び特別支援学級の児童生徒双方にとって十分な学びが得られていない場合 など

特別支援学級の週当たりの標準授業時数	特別支援学級における学習の状況				交流及び共同学習の個別の指導計画への位置付け
	週当たりの交流及び共同学習の時数				
	週の授業時数の半分以上である理由	その他の具体的な内容 (直接入力)	担当する教員が付き添わない時数		

【「就学実態調査票（小・中学校用）」から抜粋】

調査を見ると、週の授業時数の半分以上である理由を「本人や保護者が希望しているため」と回答していることがありますが、**特別支援学級に在籍する意義**や通常の学級、通常の学級における指導と通級による指導を組み合わせた指導、特別支援学級、特別支援学校という**学びの場の選択肢**及びそれぞれの**教育内容等を、本人及び保護者に説明していることが大前提**となります。

(3) 通級による指導の意義と開設

通級による指導は、学校教育法施行規則第140条の規定に基づき、小学校、中学校等において、以下に示す障がいのある児童生徒が、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服するために、**大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業について障がいに応じた特別の指導を特別な場で受ける教育形態**です。

【対象となる障がい種】

言語障がい者、自閉症者、情緒障がい者、弱視者、難聴者、学習障がい者、注意欠陥多動性障がい者、肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者

Check： 下線は、当該児童生徒が特別の指導（自立活動）を必要としているかどうかであり、通級による指導を受ける場合は専門的な検討が求められることから、教育支援委員会の意見等も十分に考慮し、児童生徒の在籍する学校の校長が判断することになります。

段階的な指導内容の一つとして各教科の教材や題材を活用することは考えられますが、「通級による指導」では**自立活動の指導**を行うため、単なる教科の遅れを補完する指導ではないことに留意が必要です。

Check： 通級による指導は平成5年に制度化され、その後、教室数は年々増加しており、本道における通級指導教室は令和5年5月現在で586教室となっています。しかし特別支援学級の4,823教室と比較すると依然少なく、通級指導教室を設置していない学校も多くあります。こうした傾向は全国でも同様であり、国では通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒の増加等を背景に、連続した多様な学びの場の一つである通級指導教室の充実につながるよう、**通級指導担当教員の加配を平成29年度から10年計画で児童生徒13人に1人と基礎定数化**しています。

〔通級指導加配申請等のスケジュール〕

10月中旬	道教委は市町村教育委員会へ通級指導を実施する学校の次年度の5月1日現在の対象児童生徒予定数と加配の必要性について調査
1月中旬	次年度の対象児童を正確に把握するため、再度、次年度の5月1日現在の対象児童生徒予定数を調査
2月中旬	加配の内示
翌年5月	5月1日現在の通級による指導を受ける児童生徒数を調査

〔「通級による指導」の実施形態等〕

自校通級：児童生徒が在籍する学校で指導を受ける形態
 他校通級：児童生徒が他の学校において通級による指導を受ける形態
 巡回指導：通級による指導の担当教員が対象の児童生徒が在籍する学校へ巡回して指導を行う形態

Check： 通級による指導の充実については、「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援に係る方策について（通知）[令和5年3月13日文部科学省]」に示されています。



校長には、校内委員会の機能を使って、通級担当教員と通常の学級担任との連携体制及び入級や退級の目安についてあらかじめ明確にしておくことや、校内人事において、適切な教員を配置するほか、通級を設置している学校との連携によるOJTなど、担当教員の専門性を高める仕組みを整えることが求められます。

(4) 通級による指導を効果的に行うための校内体制の構築

○ 児童生徒を真ん中にして通級による指導の校内体制を確認する

通級による指導を受ける児童生徒は、一人一人の教育的ニーズが異なることに加え、学習環境に影響されやすいことも考えられます。

通級による指導における特別の教育課程（第1章第4の2の（1）のウ）

ウ 障害のある児童に対して、通級による指導を行い、特別の教育課程を編成する場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。その際、効果的な指導が行われるよう、各教科等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとする。

小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編

そのため、上記枠囲みにあるとおり、通級による指導の実施に当たっては、特別な指導（自立活動P22を参照）を行うだけでなく、児童生徒が、通級による指導において学んだことを通常の学級で生かせるよう「教師間の連携」が明記されています。

このことを踏まえ、校長は校内委員会等の組織を活用し、通級担当教員と通常の学級担任や教科担任、特別支援教育コーディネーター等が、児童生徒の指導・支援の状況や入級・退級の目安等について共有するための校内体制を整えます。

その際、通級を退級した児童生徒の様子や通級による指導を受けることが必要と思われる児童生徒の様子なども含め共有することが考えられます。

また、通級担当教員には障がいの状態等に応じた専門性の高い指導だけでなく、児童生徒の実態に応じた柔軟な指導方法を併せ有することや学級担任等への助言・提案力が求められます。こうした教員を計画的に育成・配置し、本人や保護者はもとより、通常の学級を担当する教職員等においても、「通級による指導を活用して良かった」という成果を出すことが校長の重要な役割の一つです。

Aさんのことで相談があるんですが・・・。

その後Aさんの調子はどうですか？



通級
担当教員



学級担任

<「通級による指導」に関わり校長が知っておいた方がよいこと>

- 通級による指導の場を設けることが容易でない場合に、安易な特別支援学級への在籍変更や開設はできません。面談や教育相談、管理職の校内巡回などを通じて、児童生徒の教育的ニーズを把握し、自校で通級による指導を開設できない場合には、市町村教育委員会と連携し、隣接校や中学校区等で連携・協力することなどにより、通級による指導を開始することができます。
- 国では他校通級に伴う児童生徒や保護者の送迎等の負担を軽減することや、在籍校の慣れた環境で安心して指導を受けることができる自校通級や巡回指導を推進しており、道教委としても、一日のうちに担当教員が複数の学校に巡回しなければならないなど、やむを得ない理由により巡回指導を必要とする場合には、予算の範囲内で旅費を措置しています。

参考資料

障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）
〔平成25年10月4日 文部科学省〕



発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン～発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気づき、支え、つなぐために～〔平成29年3月 文部科学省〕



初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド
〔令和2年3月 文部科学省〕



特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議報告
〔令和4年3月31日 文部科学省〕



特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について
（通知）〔令和4年4月27日 文部科学省〕



（通知）



（Q & A）

「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～（答申）〔令和4年12月19日 文部科学省〕



通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告〔令和5年3月13日 文部科学省〕



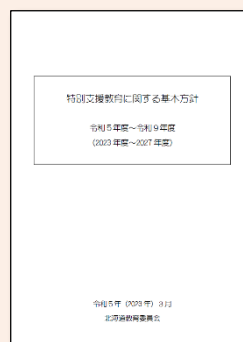
参考資料

特別支援教育に関する基本方針

令和5年度～令和9年度（2023年度～2027年度）

〔令和5年3月 北海道教育委員会〕

北海道における特別支援教育の充実に向け、社会情勢の変化や国の動向を把握するなど、本道の特別支援教育の現状や課題を整理し、道教委における施策や、市町村教育委員会、学校における取組の方向性を示しています。



特別支援学級担任のハンドブック（新訂版）

〔令和4年3月 北海道立特別支援教育センター〕

特別支援学級を担当する先生方が、特別支援教育における教育課程の編成や学級経営、障がいのある児童生徒への指導や支援の在り方について基本的な理解を深められるよう作成した資料です。



特別支援学級担任のハンドブック（追補版）【自立活動編】

〔令和5年3月 北海道立特別支援教育センター〕

特別支援学級や通級による指導を担当する先生方が、自立活動の指導を充実させることができるよう、基本的な内容についての「理論編」と、指導内容の設定や具体的な指導例の「実践編」で構成し、作成した資料です。



アドバイザー・編集・執筆者

アドバイザー

本ハンドブックの作成に当たり、次の3名の方にアドバイザーとして御助言いただきました。

北海道文教大学人間科学部こども発達学科	教 授	村 田 敏 彰 氏
北海道教育庁後志教育局	義務教育指導監	田 中 孝 二 氏
当別町立とうべつ学園	校 長	吉 村 公 孝 氏

編 集

北海道立特別支援教育センター	所 長	今 井 章 文
----------------	-----	---------

執筆者

○ プロジェクトチームメンバー（主執筆）

北海道教育庁学校教育局特別支援教育課	課長補佐	山 内 功
	主 査	坂 内 仁
	主任指導主事	但 田 寛 和
北海道立特別支援教育センター	教育課長	高 橋 利 典
		三 瓶 聡
		（現北海道東川養護学校教頭）
	主 査	深 町 友 祐
	主任研究員	日小田 泰 昭

○ プロジェクトチームメンバー（作成協力）

北海道教育庁学校教育局特別支援教育課	課長補佐	仙北谷 逸 生
	係 長	吉 田 卓 郎
	主 査	沓 澤 整 治
	主任指導主事	林 部 直 人
	指導主事	高 石 純
北海道立特別支援教育センター	主任研究員	奥 田 裕 幸
	主任研究員	檜 山 正 太
	主任研究員	岡 森 博 宜
	主任研究員	大 西 修
	研 究 員	迎 晶 子
	研 究 員	宮 町 悦 信
	研 究 員	山 田 剛 弥
	研 究 員	荒 井 美 聡
	研 究 員	山 下 孔 基
	研 究 員	田 中 麻 美

あとがき

近年、小・中学校の通常の学級に発達障がいの可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒の数が増加する中、学校現場では、こうした児童生徒への対応や保護者の方、関係機関との連携等に取り組まれている状況があります。

このような中、学校教育においては、共生社会の実現に向けて重要な役割を果たすために、全ての学校で特別支援教育を確実に進めていくことが求められています。

校長先生が校内の支援体制を整えることや、特別支援教育を担当する先生等との対話において管理職に必要な特別支援教育の基本的な知識の習得はもとより、校内体制を整え、学校全体で特別支援教育を推進することにお役立ていただければ幸いです。

学校が、子どもたちにとって日々の授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を感じることができるとともに、個性豊かな子どもたちが安心・安全に学びを積み上げていける学びの場であることを願っています。

本ハンドブックが校長先生の手元に置かれ、障がいのある子どもと障がいのない子どもが可能な限り同じ場で共に学ぶための環境が整備されるなど、一人一人の可能性を引き出す教育が一層推進されることが私たちにとっての喜びです。

「すべては、子どもたち一人一人のために」

北海道立特別支援教育センター教育課長 高 橋 利 典

小・中学校の管理職のための
特別支援教育ハンドブック
令和5年11月発行

発行：北海道特別支援教育振興協議会
編著：北海道教育庁学校教育局特別支援教育課
(札幌市中央区北3条西7丁目)
北海道立特別支援教育センター
(札幌市中央区円山西町2丁目1-1)

